

○厚生労働省告示第百六十五号

粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第六条の三、第六条の四第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等を次のように定める。

令和二年七月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等

第一条 粉じんの濃度等の測定及び評価
第二条 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)以下「粉じん規則」という。第六条の三第一項及び第六条の四第二項の規定による粉じん濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。
- イ 定置式の試料採取機器を用いる方法
- ロ 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
- ハ 車両系機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械をいう。第四号において同じ。)に装着されている試料採取機器を用いる方法

